石綿による肺がんの判定基準

(労災制度と救済制度の比較)

肺がんの原因は石綿以外にも喫煙等様々なものがあるが、一定程度の医学的所見(※)が認められれば、対象者2人のうち1人は石綿を原因と見なしてもよいこととしている。

(※)肺がん発症リスク2倍以上の医学的所見

	労災認定基準 (H24.3改正)	救済判定基準 (H25.06.18改正)
医学的所見により 判定可能な基準	_	胸膜プラーク+肺繊維化
	石綿小体・繊維数が 一定以上 ^(※1)	石綿小体・繊維数が 一定以上
	広範囲胸膜 プラーク ^(※1)	新 広範囲胸膜 プラーク
	肺組織切片中の石綿 小体・石綿繊維 ^(※1)	新 肺組織切片中の 石綿小体
医学的所見により 概ね判定可能な基準	石綿肺 ^(※2)	_
	びまん性胸膜肥厚(※2)	_
医学的所見のみでは 判定困難な基準	胸膜プラーク + <u>作業従事歴</u> 10年以上	_
	特定作業従事歴 5年以上 (石綿吹付け等3作業)	_

- ※1)業務上か否かを判断するため、石綿作業従事歴が1年以上必要とされている。
- ※2)石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の鑑別診断には、石綿ばく露作業従事歴の確認が必要とされている。